



中小企業者の賃上げ を応援します

経営力強化資金

～賃上げに取り組む事業者向け事業用資金～

保証料率

0%

※大分県が全額負担します
保証料とは別に1.8～
2.0%の融資利息が
必要となります

持続可能な賃上げの実現
を目指し、専門家のサポー
トを受けながら経営力の強
化を図ろうとする県内中小
企業・小規模事業者向けの
資金を創設しました。



大分県マスコット めじろん

お申し込み先

大分銀行・豊和銀行・大分信用
金庫・大分みらい信用金庫・日田
信用金庫・大分県信用組合・肥
後銀行・筑邦銀行・北九州銀行・
西日本シティ銀行・愛媛銀行・伊
予銀行・宮崎太陽銀行

※融資は申込先の金融機関から行われます

お申し込みいただける方

金融機関及び認定経営革新等
支援機関※の支援を受けつつ、自ら
賃上げの目標設定を含む事業行動
計画の策定・実行を行う者

資金使途

運転資金・設備資金・借換資金

担保等

・原則として法人代表者を除いて保証人は
徴求しません
・担保については必要に応じて徴求します

※認定経営革新等支援機関とは、国が認定した金融機関・税理士・中小企業支援者等、
中小企業の支援事業を行う者

限度額

2億8,000万円

融資期間

運転資金 5年以内
設備資金 7年以内
借換資金 10年以内
(いずれも据置期間1年以内)

融資利率

7年以内 1.8%
10年以内 2.0%

お問い合わせ先

大分県商工観光労働部 経営創造・金融課

大分市大手町3丁目1番1号

TEL (097) 506-3226



お申し込み
は裏面を
ご覧くだ
さい。

【参考】 経営力強化資金利用の流れ（例）

1 表面「お申し込み先」金融機関に相談

（例）「県の経営力強化資金を使いたい」



2 金融機関による今後の手続等確認

（例）「弊行が認定経営革新等支援機関に該当しますので、弊行と連携して事業行動計画書を作成するということでしょうか。」

（例）「御社であれば、認定経営革新等支援機関として、●●銀行や▲▲税理士が適任かと思しますので、そちらと連携してはいかがでしょうか。」

※「認定経営革新等支援機関 検索」でネット検索すると、中小企業庁のサイトで都道府県別の認定経営革新等支援機関を探ることができます。



3 認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ事業行動計画書を作成

※金融機関自らが認定経営革新等支援機関である場合
→ 金融機関の支援を受けつつ事業行動計画書を作成する。

※金融機関自らが認定経営革新等支援機関でない場合
→ 認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ事業行動計画書を作成する。



4 再度、上記 2 の金融機関に連絡し、融資の申込

※事業行動計画書と必要書類を持参

※金融機関による審査の他に、信用保証協会による審査があります

※融資後は、四半期に 1 回金融機関へ経営状況等の報告が必要です